

令和5年3月定例会提出 条例改正議案

令和4年福島県人事委員会勧告に伴う給与改定

1 議員及び市長等特別職の期末手当の支給月数の改定

福島県における改定に準拠し、以下のとおり改定する。（詳細別紙）

改正内容

- ① 令和4年12月期分の支給月数 1.600月 → 1.650月
- ② 令和5年度以降の支給月数(6月期・12月期とも) 1.625月
※ 年間支給月数 3.20月 → 3.25月 (0.05月分増)
※ 条例改正後、遡及適用し令和4年12月期分の差額を追給。

改正条例議案

- ・議案第14号 郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- ・議案第15号 郡山市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

2 宿日直手当の改定

均衡の原則に則り、福島県の改定と同様に、宿日直手当の額を改定する。

改正内容

- ・通常の宿日直業務に従事した場合
1回当たり 5,400円 → 5,500円 (100円増)
- ・半日勤務に引き続いて宿日直業務に従事した場合
1回当たり 8,100円 → 8,250円 (150円増)

改正条例議案

- ・議案第16号 郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

定年引上げに伴う退職手当条例の一部改正

地方公務員法改正による職員の定年引上げ（定年年齢 60歳→65歳、61歳到達年度以降の給料は60歳時の7割水準）に伴い、国及び福島県における退職手当の改正に準拠し、所要の改正を行う。

〔趣旨〕60歳で定年退職していたときに比べ、「定年引上げ」によって、退職手当の支給額が不利益（減額）とならないようにする。

改正内容

- ① 60歳以後に、自ら退職した者について、退職事由を「定年退職扱い」として算定する。（当分の間、60歳以降の退職は「自己都合退職扱い」とはせず、支給率が有利な「定年退職扱い」として算定する。）
- ② 「定年引上げ」により、61歳到達年度以降、給料月額は60歳時の7割水準となる。退職時の給料月額は7割となるため退職手当も7割に減ってしまうのではなく、定年引上げ後の退職手当の算定は、在職中の最も高かった給料月額(通常は60歳時の給料月額)を基に算定する。
(ピーク時特例を適用)
- ③ 「60歳の年度末に退職した場合として算定した退職手当の額」と、「定年引上げ後の退職日における退職手当の額」を比較し、多いほうを支給する。
- ④ その他、地方公務員法の改正に伴う、文言等及び規定を整備。

改正条例議案

- ・議案第17号 郡山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

令和 5 年 3 月定例会
議案調査資料（総務部）

(参考) 令和4年人勧 給与改定 市長等特別職・議員影響額

□市長等・議員

(単位：円)

	改定前				改定後				年間給与増額
	報酬月額	期末手当 年 額	年間支給 月数	年間総額	報酬月額	期末手当 年 額	年間支給 月数	年間総額	
市長	1,057,000	4,058,880	3.20	16,742,880	1,057,000	4,122,300	3.25	16,806,300	63,420
副市長	888,000	3,409,920	3.20	14,065,920	888,000	3,463,200	3.25	14,119,200	53,280
教育長	760,000	2,918,400	3.20	12,038,400	760,000	2,964,000	3.25	12,084,000	45,600
上下水道事業管理者	760,000	2,918,400	3.20	12,038,400	760,000	2,964,000	3.25	12,084,000	45,600
常勤の監査委員	665,000	2,553,600	3.20	10,533,600	665,000	2,593,500	3.25	10,573,500	39,900
議長	685,000	2,630,400	3.20	10,850,400	685,000	2,671,500	3.25	10,891,500	41,100
副議長	638,000	2,449,920	3.20	10,105,920	638,000	2,488,200	3.25	10,144,200	38,280
議員	600,000	2,304,000	3.20	9,504,000	600,000	2,340,000	3.25	9,540,000	36,000

※期末手当 = (月額 + (役職加算：月額×0.2)) ×支給率(支給月数)